

# 川西市下水道排水設備指定工事店および責任技術者 申請の案内

## はじめに

指定等の申請に関する要件、規定などの詳細はWEBの「川西市ホームページ」例規集から「川西市下水道排水設備指定工事店規程」を参照してください。

## 指定の基準

責任技術者が1人以上専属していること。

排水設備工事の施行に必要な設備および器材を有していること。

兵庫県内に営業所があること。

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ、川西市下水道排水設備指定工事店規程第10条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ウ、川西市下水道排水設備指定工事店規程第17条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者。
- エ、その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者。
- オ、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- カ、法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの。

## 受付

勤務時間中随時、給排水設備課にて受け付けます。

午前9時から午後5時まで

(正午から午後0時45分までを除く)

事前に担当者に連絡の上、お越しく下さい。

## 提出書類

「各種申請に必要な提出一覧」を参照してください。

## 提出期限

更新の場合は、有効期限の3週間前までに提出するようにしてください。

## 費用

手数料は次のとおりです。

指定工事店の指定(更新含む)	1件につき	10,000円
責任技術者の登録(更新含む)	1件につき	3,000円

(手数料は、証を交付する際に徴収します。既納の手数料は、条例により返還しません。)

## 問い合わせ

給排水設備課 072 - 740 - 1221 内線 3671